

火薬類の輸入許可

根拠条文

火薬類取締法 24 条第 1 項

火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

審査基準

(法律上の規定による基準)

同法第 24 条第 2 項

都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認められるときは、前項の許可をしてはならない。

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10 日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10 日	